



2020年5月22日

各 位

会社名 ナノキャリア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松山哲人  
(コード番号 4571)  
問合せ先 コーポレート本部長 藤本浩治  
電 話 03-3241-0553

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月26日開催予定の第24回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として導入するものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役に対する報酬等は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会においてご承認いただきました固定報酬（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、及び、2011年6月28日開催の第15回定時株主総会においてご承認いただきましたストック・オプション報酬（年額30百万円以内。）から構成されておりますが、本株主総会では、取締役に対し、上記各報酬とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の導入について、本株主総会でご承認いただいた場合、取締役及び監査役に対する現行のストック・オプションの報酬枠は廃止し、以後、ストック・オプションとしての新株予約権の発行は行わない予定です。

## 2. 本制度の概要

本制度は、取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき取締役に對して付与される金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内とします。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利とされない範囲で取締役会において決定いたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 取締役は、あらかじめ定められた期間（本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、3年以上の期間とします。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

（ご参考）

当社は、当社の従業員に対しても、福利厚生の実、及び、従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以 上